

銃猟免許を取得して 一緒に地域を守りましょう！

令和6年度第一種銃猟免許取得費等補助制度のお知らせ

伊勢原市有害鳥獣対策協議会では、有害鳥獣による生活被害及び農作物等被害の対策として、有害鳥獣の捕獲などにご協力いただく仲間を増やしていくため、銃猟免許取得に係る経費の一部を助成します。

【対象者】

第一種銃猟免許を取得し、神奈川県猟友会伊勢原支部に入会していただける伊勢原市民が対象です。令和6年度は3名の方を対象に募集します。

【補助内容】

次の経費を対象として、原則として上限2万円まで補助します。

- ・ 狩猟免許試験準備講習会費（15,000円）
- ・ 狩猟免許試験申請手数料（3,900円～5,200円）
- ・ 医師の診断書（3,000円～5,000円程度）

※ 補助金は予算の範囲内で交付されます。

【実施主体】

伊勢原市有害鳥獣対策協議会



【Q&A】

Q：第一種銃猟免許の取得後、銃所持許可を受け猟友会へ入会するまでの費用は、どの程度かかりますか。

A：猟銃等の備品を除くと10万円程度の費用が必要になります。

Q：第一種銃猟免許の試験に合格しないと、補助をもらえないのですか。

A：合格者が補助対象となります。

Q：既に銃を所持している場合も対象となりますか。

A：射撃目的で既に銃砲所持許可を取得している方も、新規で第一種銃猟免許を取得する場合は対象となります。



※ 手続きの流れなどは裏面をご覧ください

☆補助金を受け取るまでの流れ☆

項目・手続きなど	
①	<p>●補助金活用の事前申し出 補助を希望される方は、<u>各狩猟免許試験日の2ヶ月前までに市役所農業振興課まで</u>事前にお申し出ください。 補助対象者を把握するとともに、申請の手順などを説明します。 ※事前に申出がない場合、補助を受けることができないことがあります。</p>
②	<p>●狩猟免許試験の申請 申込期間内に神奈川県湘南地域県政総合センター環境部環境調整課に狩猟免許試験を申請してください。定員があり、先着順で受付されますので、お早めにお申し込みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許に関する神奈川県ホームページ https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f986/p889835.html
③	<p>●事前講習会の申込 大日本猟友会が主催する狩猟免許事前講習会の受講を推奨していますので、申込期間内に近隣の銃砲店で申し込んでください。定員があり、先着順で受付されますので、お早めにお申し込みください。</p> <p>【近隣銃砲店一例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東神興産(株) 厚木市岡田 4-1-8 046-228-3173 ・(株)平塚銃砲火薬店 平塚市八重咲町 7-25 0463-21-1236
④	<p>●事前講習会の受講 大日本猟友会が主催する狩猟免許事前講習会を受講してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前講習会に関する大日本猟友会のホームページ http://j-hunters.com/prefectures/468/
⑤	●第一種銃猟免許試験
⑥	●第一種銃猟免許試験 合否発表
⑦	<p>●補助金の申請 合格者の方は、<u>合格発表から1ヶ月以内</u>に交付申請書に必要書類を添えて補助金を申請してください。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規取得した狩猟免状の写し ・補助金対象経費に係る領収書の写し ・市内在住が確認できる書類(運転免許証等) ・振込先が確認できる書類(通帳の写し等) <p>※記入していただく書類がありますので、印鑑をご持参ください。 書類の写しは市役所で印刷できます。</p>

お問合せ先

伊勢原市農業振興課（伊勢原市有害鳥獣対策協議会 事務担当）

〒259-1188 伊勢原市田中 348 番地

TEL.0463-94-4664 Mail: nousei@isehara-city.jp